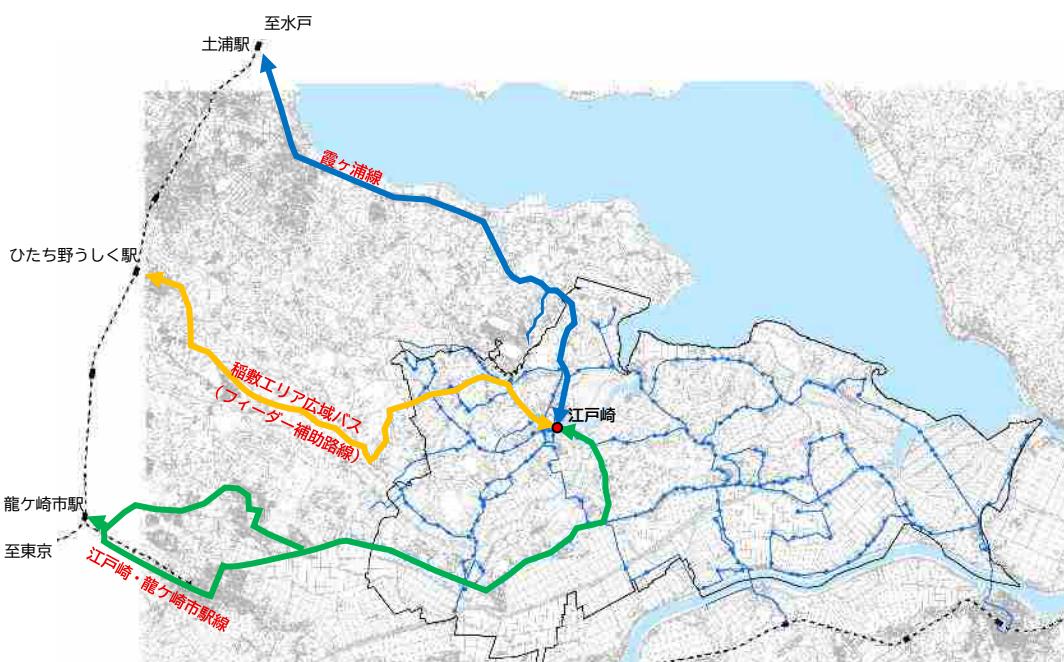


### 3. 目標達成のための実施事業

#### 3-1. 目標達成のための実施事業

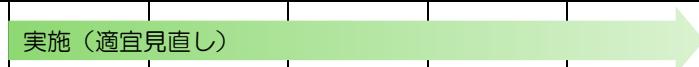
基本方針	実施事業
<b>基本方針1</b> 利用ニーズに見合った公共交通の再編	事業1 市外への民間路線バスの維持・確保 事業2 市内交通の地域の実状に合った運行形態への再編 事業3 地域交通利用券の運用の見直し 事業4 タクシーによる市内移動対策 (タクシーの営業区域外運送の適用) 事業5 圏央道を活用した新たな地域間交通の導入検討 (主要鉄道駅・成田空港等へのシャトルバスの導入検討) 事業6 新モビリティサービス、先進的技術の活用
<b>基本方針2</b> 新たな制度や技術による公共交通の効率化	
<b>基本方針3</b> 利用促進による潜在需要の掘り起こし	事業7 バス停における待合環境の整備 事業8 公共交通の総合的情報等の提供 事業9 意識の啓発や醸成を促す利用促進活動 (モビリティ・マネジメント)の展開
<b>基本方針4</b> まちづくりと連動した公共交通の構築	事業10 交通結節点の強化 事業11 商業・福祉・観光等他分野との連携

### 3-2. 実施事業の概要

事業1	市外への民間路線バスの維持・確保【継続事業】					
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>民間路線バスや稲敷エリア広域バスは、稲敷市における地域間交通として、通勤・通学利用者を中心とした利用のほか、市外からの来訪者の利用も期待できることから、路線沿線自治体（龍ヶ崎市、牛久市、土浦市等）と連携し、利用実態や市民移動ニーズ等を考慮しながら、市外の鉄道駅への接続を強化する。</li> </ul> <p>■実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○民間路線バス（ジェイアールバス関東(株)、関東鉄道(株)）の維持確保 <ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な運行に向けて、協議・調整を引き続き実施していくとともに、運行補助等により支援する。</li> </ul> </li> <li>○稲敷エリア広域バスについては、地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用し、安定的な維持を目指す。</li> <li>○今後、路線の撤退等が生じた場合には、多様な運行形態について検討し、市外への移動手段の確保に努める。</li> </ul> 					
実施主体	稲敷市、沿線自治体（情報共有、継続的な運行に向けた協議、財政的支援） バス事業者（継続的な運行、利便性向上、安全運行）					
実施時期	実施内容	R 8	R 9	R10	R11	R12
	民間路線バスの維持・確保	路線の維持・確保				

#### ■地域内フィーダー系統（補助対象路線）に係る路線概要

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行形態	実施主体	補助事業の活用
稲敷エリア広域バス	江戸崎	奥野生涯学習センター	ひたち野牛久駅	4条乗合	路線定期運行	稲敷市（運行は関東鉄道）	フィーダー補助

事業概要	事業2 市内交通の地域の実状に合った運行形態への再編【新規事業】													
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の移動を担う市内路線バスやコミュニティバスについて、利用実態や市民移動ニーズ等を考慮したうえで運行形態を検討し、利用が少ない時間帯を中心に定時定路線型運行からデマンド交通（区域運行）への切り替えを行う。</li> </ul> <p>●運行形態の見直しの視点（案）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○4条運行から78条2号自家用有償旅客運送に変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・市が実施主体となることで事業者の撤退リスクを回避</li> <li>・運行に用いる車両、最低車両数の弾力化等により経費の削減が見込める。</li> <li>・運行形態や運賃について、地域の実情に即した柔軟な対応が可能</li> </ul> </li> <li>○各路線の利用状況に応じ、運行形態の変更 <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用が少ない昼時間帯においては、デマンド交通として運行</li> </ul> </li> <li>○段階的な運行形態の再編 <ul style="list-style-type: none"> <li>・第1段階として、タクシー事業者が不在である桜川・東地区から実証運行を実施しながら本格運行へ移行</li> <li>・第2段階については、第1段階の再編による利用状況を勘案しながら、検討・導入時期を見定めるものとする。</li> </ul> </li> </ul> <p>■第1段階における再編イメージ（案）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>地区</th><th>再編イメージ（案）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>江戸崎地区 新利根地区</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内路線バス（ブルーバス、桜東バス）、コミュニティバスの4条運行から78条2号自家用有償旅客運送へ</li> <li>○地域公共交通利用券による地域内移動の補完</li> </ul> </td></tr> <tr> <td>桜川地区</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○浮島線、神宮寺線の4条運行から78条2号自家用有償旅客運送へ</li> <li>○浮島線、神宮寺線の朝夕定時運行、昼便の減便</li> <li>○昼時間帯におけるデマンド交通の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証運行から本格運行へ</li> </ul> </li> </ul> </td></tr> <tr> <td>東地区</td><td> <ul style="list-style-type: none"> <li>○あずまコミュニティバスの廃止</li> <li>○昼時間帯におけるデマンド交通の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証運行から本格運行へ</li> </ul> </li> </ul> </td></tr> </tbody> </table> <p>■実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○市内路線バス・コミュニティバスの再編・デマンド交通の導入</li> <li>○浮島線（ブルーバス）、新利根・神崎線（桜東バス）、デマンド交通については、地域公共交通確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用し、安定的な運行を目指す。</li> </ul>	地区	再編イメージ（案）	江戸崎地区 新利根地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内路線バス（ブルーバス、桜東バス）、コミュニティバスの4条運行から78条2号自家用有償旅客運送へ</li> <li>○地域公共交通利用券による地域内移動の補完</li> </ul>	桜川地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○浮島線、神宮寺線の4条運行から78条2号自家用有償旅客運送へ</li> <li>○浮島線、神宮寺線の朝夕定時運行、昼便の減便</li> <li>○昼時間帯におけるデマンド交通の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証運行から本格運行へ</li> </ul> </li> </ul>	東地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あずまコミュニティバスの廃止</li> <li>○昼時間帯におけるデマンド交通の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証運行から本格運行へ</li> </ul> </li> </ul>	<p>稻敷市（路線再編計画及びデマンド交通運行計画の検討、事業者との協議・運行委託、補助申請）</p> <p>バス事業者（路線バス・コミュニティバス・デマンド交通の安全運行、利用状況の報告）</p>				
地区	再編イメージ（案）													
江戸崎地区 新利根地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市内路線バス（ブルーバス、桜東バス）、コミュニティバスの4条運行から78条2号自家用有償旅客運送へ</li> <li>○地域公共交通利用券による地域内移動の補完</li> </ul>													
桜川地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○浮島線、神宮寺線の4条運行から78条2号自家用有償旅客運送へ</li> <li>○浮島線、神宮寺線の朝夕定時運行、昼便の減便</li> <li>○昼時間帯におけるデマンド交通の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証運行から本格運行へ</li> </ul> </li> </ul>													
東地区	<ul style="list-style-type: none"> <li>○あずまコミュニティバスの廃止</li> <li>○昼時間帯におけるデマンド交通の導入 <ul style="list-style-type: none"> <li>・実証運行から本格運行へ</li> </ul> </li> </ul>													
実施時期	実施内容	R 8	R 9	R10	R11	R12								
	市内路線バス・コミュニティバスの再編、検証	実施（適宜見直し） 												
	デマンド交通の導入	検討、調整、周知 	実証運行、本格運行へ 											

## 第1段階におけるデマンド交通の運行概要（案）

### ■運行区域



### ■運行方法

利用者	全市民+その他（観光等の市民以外の利用可）
運行方式	非固定ダイヤ型、自由経路ミーティングポイント型 (予約による随時運行、ルートを定めず乗降場所を最短で運行)
運行日	平日及び土曜日（日曜日、祝日は運休）
運行時間帯	昼時間帯（9時～16時）
乗降場所	区域内：公共施設、既存バス停、ごみ集積所など設定された場所 区域外：市内の主要施設や結節拠点
利用料金	100円～500円 未就学児は無料
運行車両	4台（予備車1台含む）、大型乗用車両（定員10人乗りワゴン車）を想定
配車・予約	AIによる配車・予約システムを導入 予約受付：オペレーターによる電話受付、専用アプリ、LINE等 受付は乗車希望時間の30分前までを想定

### ■利用イメージ



■地域内フィーダー系統（補助対象路線）に係る路線概要（デマンド交通導入時）（案）

系統名	起点	経由地	終点	事業許可区分	運行形態	実施主体	補助事業の活用
浮島線	江戸崎	桜川公民館	パルナ前	78条2号 自家用有償旅客 運送	路線定期 運行	稻敷市 (運行はブル ーバス)	フィーダー 補助
新利根・神 崎線①	JA 稲敷 直売所	江戸崎 幸田車庫 発酵の里こ うざき	下総神崎駅	78条2号 自家用有償旅客 運送	路線定期 運行	稻敷市 (運行は桜東 バス)	フィーダー 補助
新利根・神 崎線②	JA 稲敷 直売所	江戸崎 幸田車庫	下総神崎駅	78条2号 自家用有償旅客 運送	路線定期 運行	稻敷市 (運行は桜東 バス)	フィーダー 補助
新利根・神 崎線③	JA 稲敷 直売所	江戸崎	幸田車庫	78条2号 自家用有償旅客 運送	路線定期 運行	稻敷市 (運行は桜東 バス)	フィーダー 補助
デマンド 桜川地区	—	桜川地区	—	78条2号 自家用有償旅客 運送	区域運行	稻敷市 (運行は交通事 業者に委託)	フィーダー 補助
デマンド 東地区	—	東地区	—	78条2号 自家用有償旅客 運送	区域運行	稻敷市 (運行は交通事 業者に委託)	フィーダー 補助

■確保維持改善事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）の必要性

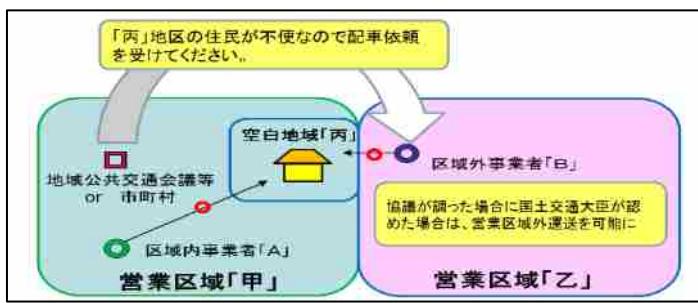
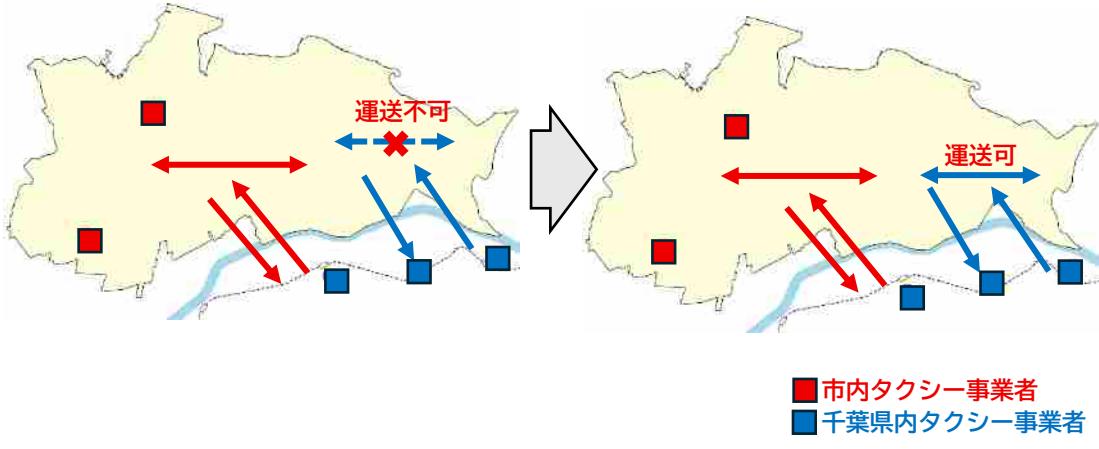
稻敷市には鉄道駅がなく、JR常磐線、関東鉄道、JR成田線の各鉄道駅へ通じる路線バスを軸として、市域内に広範囲に路線バス、コミュニティバス等により構成される公共交通網が広がっている。

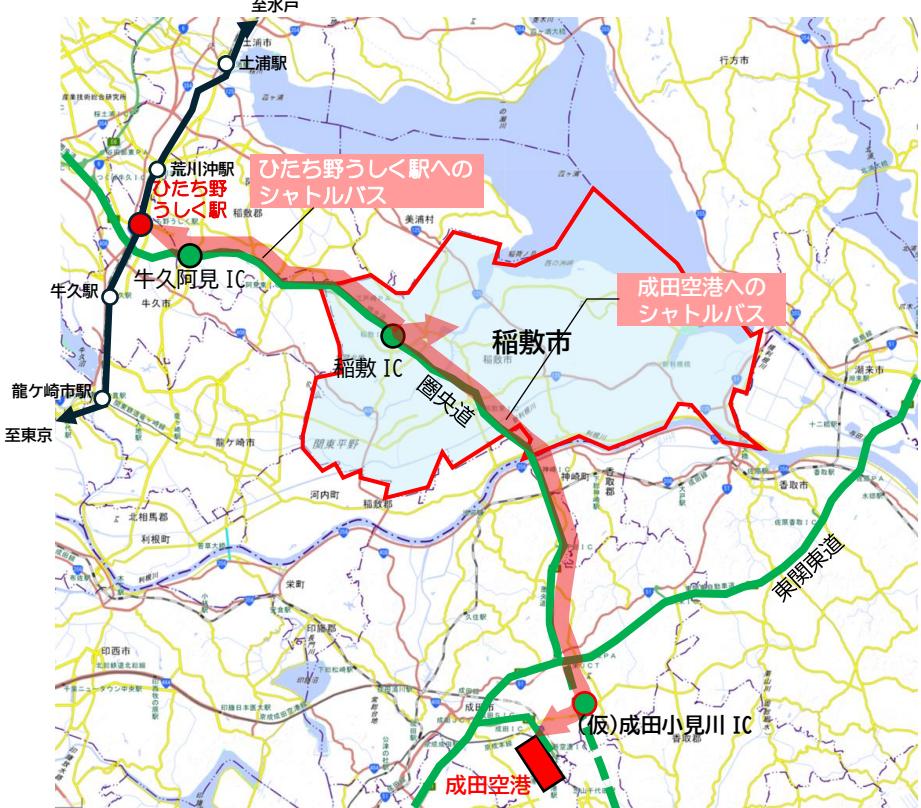
市内には総合病院がなく、高校も1校のみである。よって、住民の受けられる医療内容、高校進学先については、市域を越えた広域路線バスの有無、送迎バスの有無、家族等の送迎の可否に大きく依存している。

また、市民の日常的な買い物は、地域に点在していた個人店舗が衰退し、江戸崎、西代、角崎地区の商業地に集中している。よって、各住宅地からこれらの商業地へアクセスするための公共交通が、高齢者等の日常生活を支えるため必要不可欠となっている。

一方で、自治体や事業者の運営努力だけでは路線の維持が難しく、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用し、市民の足である公共交通を安定的に維持することを図ってきた。今後、桜川地区及び東地区においては、路線バスの利用が少ない昼時間帯の減便、あすまコミュニティバスの廃止に伴い、デマンド交通を導入していくことから、引き続き、地域公共交通確保維持事業（地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金）を活用し、市民の足である公共交通を安定的に維持する必要がある。

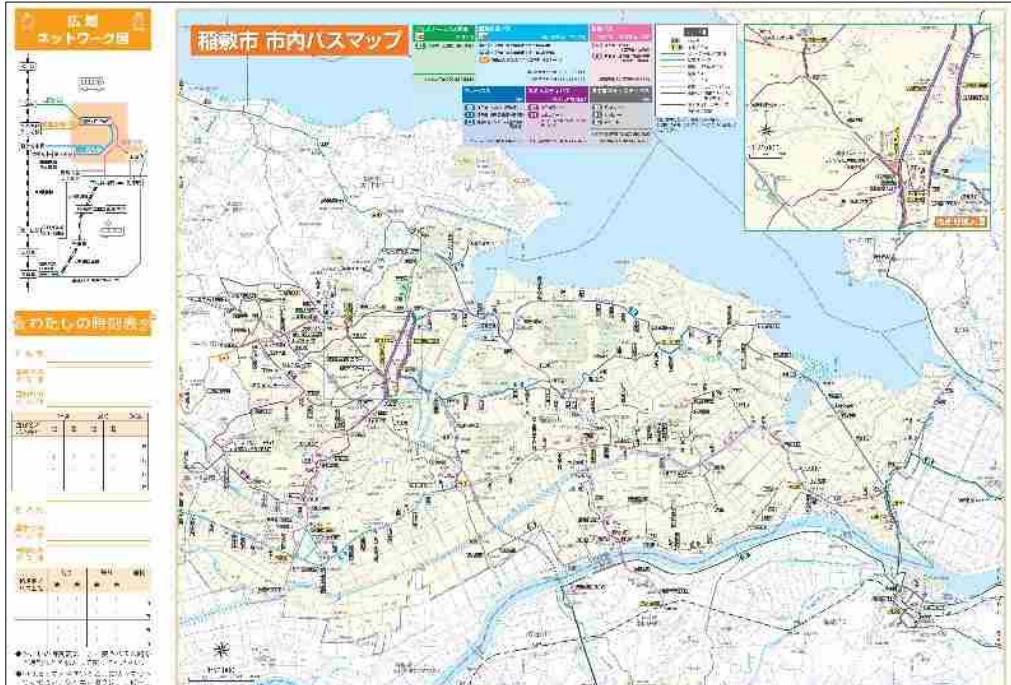
事業3	地域交通利用券の運用の見直し【継続事業】																					
<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、自動車が利用できない市民のために、路線バス・コミュニティバスの補完として「地域交通利用券（タクシー券）」によるタクシー料金の助成を実施している。</li> <li>令和7年4月より、利用者をはじめとする市民からの要望を踏まえ、運用内容の改正を実施している。改正に伴う効果及び課題を検証し、引き続き、より利用しやすい運用方法への見直しを実施する。</li> <li>市内交通の再編（事業2）を踏まえ、桜川地区及び東地区に導入予定のデマンド交通との役割分担のため、地域交通利用券の利用方法について検討し、運用内容を見直す。</li> </ul>																						
<p><b>■実施内容</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○デマンド交通の導入に伴う運用内容の見直し</li> <li>○運用内容の改正に伴う効果及び課題の検証</li> </ul>																						
<p><b>【改正された運用内容】</b></p>																						
事業概要	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th><th>改正前（～R7.3）</th><th>改正後（R7.4～）</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>利用対象者</td><td>運転免許の無い方 車の運転が困難な方 (年齢等の制限なし)</td><td>65歳以上の方・障がい者のうち、免許の無い方・車の運転が困難な方、妊産婦等</td></tr> <tr> <td>利用券交付枚数</td><td>助成券を月8枚 (年間最大96枚)</td><td>助成券を月4枚 (年間最大48枚)</td></tr> <tr> <td>助成金額</td><td>定額（700円）</td><td>一定金額までは、運賃ごとに定めた支払額（下表参照）</td></tr> <tr> <td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>							改正前（～R7.3）	改正後（R7.4～）	利用対象者	運転免許の無い方 車の運転が困難な方 (年齢等の制限なし)	65歳以上の方・障がい者のうち、免許の無い方・車の運転が困難な方、妊産婦等	利用券交付枚数	助成券を月8枚 (年間最大96枚)	助成券を月4枚 (年間最大48枚)	助成金額	定額（700円）	一定金額までは、運賃ごとに定めた支払額（下表参照）				
	改正前（～R7.3）	改正後（R7.4～）																				
利用対象者	運転免許の無い方 車の運転が困難な方 (年齢等の制限なし)	65歳以上の方・障がい者のうち、免許の無い方・車の運転が困難な方、妊産婦等																				
利用券交付枚数	助成券を月8枚 (年間最大96枚)	助成券を月4枚 (年間最大48枚)																				
助成金額	定額（700円）	一定金額までは、運賃ごとに定めた支払額（下表参照）																				
<p><b>《利用者負担額一覧表》</b></p>																						
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>乗車料金（タクシー料金）</th><th>利用者負担額</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～1,000円以下</td><td>500円</td></tr> <tr> <td>1,001円～2,000円以下</td><td>1,000円</td></tr> <tr> <td>2,001円～3,000円以下</td><td>1,500円</td></tr> <tr> <td>3,001円～4,000円以下</td><td>2,000円</td></tr> <tr> <td>4,001円～5,000円以下</td><td>2,500円</td></tr> <tr> <td>5,001円～6,000円以下</td><td>3,000円</td></tr> <tr> <td>6,001円～</td><td>※3,000円を控除した額</td></tr> </tbody> </table>						乗車料金（タクシー料金）	利用者負担額	～1,000円以下	500円	1,001円～2,000円以下	1,000円	2,001円～3,000円以下	1,500円	3,001円～4,000円以下	2,000円	4,001円～5,000円以下	2,500円	5,001円～6,000円以下	3,000円	6,001円～	※3,000円を控除した額
乗車料金（タクシー料金）	利用者負担額																					
～1,000円以下	500円																					
1,001円～2,000円以下	1,000円																					
2,001円～3,000円以下	1,500円																					
3,001円～4,000円以下	2,000円																					
4,001円～5,000円以下	2,500円																					
5,001円～6,000円以下	3,000円																					
6,001円～	※3,000円を控除した額																					
<p>実施主体（役割分担） 稲敷市（制度内容の検討、事業者との調整、利用状況の把握・検証） タクシー事業者（継続的な運行、安全運行、利用状況の報告）</p>																						
実施時期	実施内容	R8	R9	R10	R11	R12																
	デマンド交通導入に伴う運用内容の見直し	検討、調整	運用開始																			
	改正に伴う効果及び課題の検証		検証、必要に応じ見直し																			

事業4	タクシーによる市内移動対策（タクシーの営業区域外運送の適用） 【継続事業】												
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、市内には2社のタクシー事業者が営業しているが、市東部にはタクシー事業者がなく、タクシーによる市内移動をする場合、市西部のタクシーを利用することになる。しかし、距離が遠く、保有する車両も少ないとから利用できない場合もある。</li> <li>一方、千葉県香取市・神崎町（北総交通圏）にもタクシー事業者があるが、現在、これらの事業者は稻敷市内移動の運送ができない。</li> <li>そのため、道路運送法第20条第2号による「営業区域外の運送」の適用について、稻敷市地域公共交通活性化協議会に諮り、市東部におけるタクシーの市内移動の利便性を確保する。（事業2によるデマンド交通の補完手段の確保）</li> </ul> <p>■実施内容</p> <p>○タクシーの営業区域外運送の適用（道路運送法第20条第2号の適用）</p> <p>【参考】道路運送法第20条第2号によるタクシーの営業区域外運送の概念図</p>  <p>国土交通省資料</p> <p>【現行】 千葉県側の事業者は稻敷内移動に 対応不可</p> <p>【営業区域外運送の適用後】 千葉県側の事業者は稻敷内移動に 対応可</p> 												
実施主体 (役割分担)	稻敷市（関係機関との協議） タクシー事業者（本市への営業区域運送への協力・運送）												
実施時期	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th><th>R 8</th><th>R 9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>タクシーの営業区域外運送の適用</td><td>検討、調整</td><td></td><td>運用開始</td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	実施内容	R 8	R 9	R10	R11	R12	タクシーの営業区域外運送の適用	検討、調整		運用開始		
実施内容	R 8	R 9	R10	R11	R12								
タクシーの営業区域外運送の適用	検討、調整		運用開始										

事業5	圏央道を活用した新たな地域間交通の導入検討【継続事業】 (主要鉄道駅・成田空港等へのシャトルバスの導入検討)																		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>現在、稲敷エリア広域バスにより、ひたち野うしく駅へのアクセスが確保されているが、東京や水戸方面への速達性向上を図るために、圏央道を活用したシャトルバス運行の可能性を検討・協議し、高速バス路線の新設などを要望していく。</li> <li>さらに、成田空港の機能拡張（R11.3 末供用開始予定）に伴い、周辺自治体での雇用（空港外）が約3,2~4,7万人見込まれている。今後の稲敷市における移住・定住人口促進に向けて期待されるところである。また、インバウンド需要も増加していることから、高速道路の立地を生かし、成田空港等へのシャトルバス運行の可能性を検討・協議し、高速バス路線の新設などを要望していく。</li> </ul> <p>■実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ひたち野うしく駅へのシャトルバス運行に向けた検討</li> <li>○成田空港へのシャトルバス運行に向けた検討</li> </ul> 																		
実施主体 (役割分担)	<p>稲敷市（運行計画の検討、関係機関との協議）</p> <p>バス事業者（情報提供、協議への参画、新規路線運行）</p>																		
実施時期	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th><th>R 8</th><th>R 9</th><th>R 10</th><th>R 11</th><th>R 12</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ひたち野うしく駅へのシャトルバス運行に向けた検討</td><td>検討、調整</td><td></td><td></td><td>実証運行、本格運行へ</td><td></td></tr> <tr> <td>成田空港への通勤シャトルバス運行に向けた検討</td><td></td><td></td><td>検討、調整</td><td></td><td>実証運行</td></tr> </tbody> </table>	実施内容	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	ひたち野うしく駅へのシャトルバス運行に向けた検討	検討、調整			実証運行、本格運行へ		成田空港への通勤シャトルバス運行に向けた検討			検討、調整		実証運行
実施内容	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12														
ひたち野うしく駅へのシャトルバス運行に向けた検討	検討、調整			実証運行、本格運行へ															
成田空港への通勤シャトルバス運行に向けた検討			検討、調整		実証運行														

事業6 新モビリティサービス、先進的技術の活用【新規事業】													
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> <li>・持続可能な公共交通を目指していくためには、MaaS等の新モビリティサービスの幅広な可能性についても検討していく必要があり、自動運転・グリーンスローモビリティ等の先進的な技術も含めて研究し、稻敷市への導入の可能性について検討していく。</li> </ul> <p>■実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○持続可能な公共交通の構築に向けた新モビリティサービスの検討</li> <li>○自動運転・グリーンスローモビリティ等先進技術の調査・研究</li> </ul> <p>■MaaS の概念</p> <p>国土交通省資料</p>												
	<p>■自動運転バス（境町）</p> <p>■グリーンスローモビリティ</p>												
実施主体 (役割分担)	稻敷市・交通事業者（情報共有、活用の検討、協議）												
実施時期	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th><th>R 8</th><th>R 9</th><th>R10</th><th>R11</th><th>R12</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>新モビリティサービス、先進的技術の活用</td><td>研究、検討</td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	実施内容	R 8	R 9	R10	R11	R12	新モビリティサービス、先進的技術の活用	研究、検討				
実施内容	R 8	R 9	R10	R11	R12								
新モビリティサービス、先進的技術の活用	研究、検討												

事業7 バス停における待合環境の整備【継続事業】													
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内を運行する路線バスがより利用しやすくなるよう、必要に応じてバス停付近の施設の協力を得ながら、上屋やベンチの設置等、バス待ち環境の整備を実施する。</li> <li>バス利用のための自転車利用が見込まれるバス停においては、駐輪場の整備または施設の協力を得ながら駐輪スペースの確保に努める。</li> </ul>												
<p><b>■実施内容</b></p> <p>○バス待合環境の整備（ベンチ、上屋の整備）</p>													
事業概要	 <p>稻敷市役所バス停</p>												
	 <p>JA稻敷新利根直売所バス停</p>												
<p><b>【他都市におけるバス停環境整備の取組事例】</b></p>													
	<p>●茨城県龍ヶ崎市：バス待ち処「まてまて」</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>バス停周辺施設の協力のもと、バスを待つ間、快適に過ごすことができる空間で、市民等の交流促進を目的とする事業を実施。</li> </ul> 												
	<p>●八戸市：店舗の風除室を活用した待合環境</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>商業施設の風除室にベンチを設置</li> </ul> 												
実施主体 (役割分担)	<p>稻敷市（整備候補箇所の選定等の検討、関係者との協議（協力依頼））</p> <p>バス事業者（上屋・ベンチの整備）</p> <p>バス停周辺施設（待合空間スペースの提供）</p>												
実施時期	<table border="1"> <thead> <tr> <th>実施内容</th><th>R 8</th><th>R 9</th><th>R 10</th><th>R 11</th><th>R 12</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>待合環境の整備</td><td>検討</td><td>調整、順次整備</td><td></td><td></td><td></td></tr> </tbody> </table>	実施内容	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	待合環境の整備	検討	調整、順次整備			
実施内容	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12								
待合環境の整備	検討	調整、順次整備											

<b>事業8 公共交通の総合的情報等の提供【継続事業】</b>						
	<ul style="list-style-type: none"> <li>新たな交通システム（デマンド交通等）の導入や運行ルート・バス停の変更等が発生した場合には、ホームページや市広報等を活用し周知するとともに、定期的に公共交通マップを更新し配布する。</li> <li>公共交通マップの更新にあたっては、情報の一元化に配慮するとともに、二次元コードを読み取ることで利用したいバスの運行状況が確認できるなど、マップ活用の幅を広げる工夫を検討する。</li> <li>市内を運行するバス路線の運行情報について作成したGTFスデータの更新を継続的に実施する。</li> <li>民間の公共交通機関検索ソフトによる市内路線バスを含めた経路検索が可能となっていることを周知する。</li> </ul>					
事業概要	<p>■実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共交通マップの作成・配布</li> <li>○マップを用いた活用方法、バスロケーションシステム導入等の運行状況の情報提供方法の検討</li> <li>○GTFスデータの定期的な更新</li> </ul>					
	<p>■現在の市内バスマップ</p> 					
実施主体 (役割分担)	稲敷市（マップの作成、運行状況の情報提供の検討、GTFスデータの更新） バス事業者（GTFスデータの更新）					
実施時期	実施内容	R 8	R 9	R10	R11	R12
	公共交通マップの作成	作成、配布、ダイヤ改正時等適宜更新				
	運行状況の情報提供の検討	検討、順次実施				
	GTFスデータの定期的な更新	ダイヤ改正時等適宜更新				

事業9	意識の啓発や醸成を促す利用促進活動（モビリティ・マネジメント）の展開 【継続事業】							
	<p>・市民に公共交通の意義と必要性を理解してもらい、身近な移動手段として認識してもらうため、公共交通の実情に関する情報提供や市民も参画できるような各種啓発活動を実施する。</p> <p>【啓発活動例】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○公共交通シンポジウム</li> <li>○バス乗り方教室</li> <li>○広報やホームページを活用した公共交通利用啓発</li> <li>○各種会合での出前講座</li> <li>○買物・通院等に公共交通を利用する外出モデルプランの作成</li> </ul> <p>●各種会合や施設利用時の際の公共交通利用の呼びかけ</p>  <p>●スマートフォン教室と連携した公共交通の使い方教室（新潟市）</p> 							
事業概要	<p>●広報を活用した公共交通利用啓発（埼玉県吉川市）</p>  <p>●公共交通の勉強会（埼玉県日高市）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・60歳以上を対象とする「ゆうゆう力レッジ」の1つのテーマとして、公共交通勉強会を開催し、公共交通への理解を深めている。</li> </ul> 							
実施主体 (役割分担)	<p>稲敷市（利用促進活動内容の検討、関係者への協力依頼、市民への周知）</p> <p>市民（利用促進活動への積極的な参加）</p> <p>交通事業者（利用促進活動への協力、提案）</p>							
実施時期	実施内容		R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	
	利用促進活動		活動内容検討、定期的に実施					

## 事業10

### 交通結節点の強化【新規事業】

- 本市が目指す『稲敷市版コンパクト・プラス・ネットワーク』のまちづくりにおいて、4つの結節拠点（江戸崎、新利根、幸田・阿波、西代）が位置付けられている。
- この4つの結節拠点において、交通モード間の接続の強化や待合環境の整備等、利便性向上策を進めていく。
- 公共交通の「待ち合い機能」を充実させることで、人々が滞留し、周辺施設へ足を運ぶきっかけとなるよう、まちづくりとの連携を図る。
- 交通結節点の整備に当たっては、都市再生整備計画関連事業を活用する。

#### ■実施内容

- 商業施設や公共施設を活用したバス待合環境の充実
- 運行情報や乗換情報などの情報発信等の施策の実施（デジタルサイネージの整備）
- 他手段との乗換施設の充実（駐輪場等の整備）

#### 【幸田・阿波骨格形成拠点基本構想】



資料：公共交通機能強化基本構想

#### ■国土交通省 都市再生整備計画関連事業を活用した交通結節点の整備イメージ



国土交通省資料

#### 実施主体 (役割分担)

稲敷市（待合環境等結節点整備の検討、関係者との協議、補助事業申請 等）  
バス事業者（集客施設への乗り入れ運行、事業への協力 等）  
商業施設等の集客施設等（協議、事業への協力（待合スペースの提供等））

#### 実施時期

実施内容	R 8	R 9	R10	R11	R12
交通結節点の環境整備	検討、調整		順次整備		

## ■他都市の取組み事例

### ●埼玉県ときがわ町「せせらぎバスセンター」

- ・町営路線と民間路線を再編しハブ＆スパーク化を図ったバスセンター。
- ・異なる交通モードの組み合わせを図るため、せせらぎホール（体育センター）に隣接してバスセンターを整備。



資料：公共交通機能強化基本構想

### ●小田急バス「hocco (ホッコ)」

- ・東京都武蔵野市にある桜堤折返場と隣接駐車場を活用し、バス乗降所と住宅・店舗を整備し、地域コミュニティとモビリティ拠点の創出している。



資料：都市空間における自動運転技術の活用に向けた  
ポイント集（国土交通省 都市局）

### ●乗り換え拠点における運行情報の提供事例（龍ヶ崎市）

- ・庁舎ロビーに設置された運行情報表示装置。



事業概要	事業 11 商業・福祉・観光等他分野との連携【継続事業】					
	<ul style="list-style-type: none"> <li>市内の商業施設・観光施設等と連携を進め、公共交通利用と買物・観光特典等のサービス付与についての施策を検討する。</li> <li>福祉部局や社会福祉法人等の福祉団体と連携し、福祉輸送との機能分担を進め、効率的な移動支援に向けた取り組みを推進する。</li> </ul>					
<p>■実施内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○稲敷市商工会や商業施設、観光協会や観光施設等と連携したサービス付与の検討</li> <li>○福祉施策との棲み分け・機能分担の協議・連携 <ul style="list-style-type: none"> <li>・福祉有償運送事業や民間の福祉輸送サービス等との連携を図り、公共交通との棲み分けや機能分担等の検討</li> </ul> </li> </ul>						
<p>■商業施設との連携事例</p> <p>●小山市 連携定期券</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・コミュニティバスの定期券をClub おーラジ加盟店で提示することで、加盟店それぞれの特典を受けることができる。</li> </ul>  <p>●松本市 地域連携バス特典ポイントカードサービス</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域連携バスを1回利用するごとに、ポイントカードに1個スタンプを押印し、貯まったポイントカードの枚数により協力店舗等から特典サービスが受けられる。</li> </ul> 						
実施主体 (役割分担)	<p>稻敷市（連携内容の検討、協議・協力依頼）</p> <p>稻敷市商工会、商業施設、稻敷市社会福祉協議会 等（事業への協力等）</p>					
実施時期	実施内容	R 8	R 9	R10	R11	R12
	商業・観光施設等との連携推進	検討、調整、順次実施				
	福祉施策との棲み分け・機能分担の協議・連携	協議、検討、実施				

## ■実施事業及び実施スケジュール

実施事業	実施項目	実施期間											
		令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度							
市外への民間路線バスの維持・確保	民間路線バスの維持・確保	路線の維持・確保											
市内交通の地域の実状に合った運行形態への再編	市内路線バス・コミュニティバスの再編、検証	実施(適宜見直し)											
	デマンド交通の導入	検討、調整、周知	実証運行、本格運行へ										
地域交通利用券の運用の見直し	デマンド交通導入に伴う運用内容の見直し	検討、調整	運用開始										
	改正に伴う効果及び課題の検証	検証、必要に応じ見直し											
タクシーによる市内移動対策	タクシーの営業区域外運送の適用	検討、調整	運用開始										
圏央道を活用した新たな地域間交通の導入検討	ひたち野うしく駅へのシャトルバス運行に向けた検討	検討、調整	実証運行、本格運行へ										
	成田空港駅への通勤シャトルバス運行に向けた検討	検討、調整		実証運行									
新モビリティサービス、先進的技術の活用	新モビリティサービス、先進的技術の活用	研究、検討											
バス停における待合環境の整備	待合環境の整備	検討	調整、順次整備										
公共交通の総合的情報等の提供	公共交通マップの作成	作成、配布、ダイヤ改正時等適宜更新											
	運行状況の情報提供の検討	検討、順次実施											
	G T F S データの定期的な更新	ダイヤ改正時等適宜更新											
意識の啓発や醸成を促す利用促進活動の展開	利用促進活動	活動内検討、定期的に実施											
交通結節点の強化	交通結節点の環境整備	検討、調整	順次整備										
商業・福祉・観光等他分野との連携	商業・観光施設等との連携推進	検討、調整、順次実施											
	福祉施策との棲み分け・機能分担の協議・連携	検討、協議、実施											